

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 選挙規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下「当学会」という。）の定款施行細則（以下、「細則」という。）第4条1項に基づいて、選挙手続き等が適正かつ公平に運営されることを目的として、その選挙手続きを定める。

2 なお、この規程が使用する用語は、定款及び細則に準じるものとする。

3 この規程における基準日とは、毎年12月31日とする。

(選挙管理委員会)

第2条 この規程の目的達成と、選挙実務の円滑な運営を図るために、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会の組織・権限についてこの規程に定めがない事項については、当学会の委員会設置規程に従う。

2 選挙管理委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。

3 選挙管理委員長は、理事長が指名し、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

4 委員は若干名とし、委員長が指名し、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

5 選挙管理委員長は、本運用に定めのない事項が生じた場合は、理事長の同意を得て選挙事務に関する内規を定めることができる。

6 選挙管理委員会は、次の事務を担当する。

(1) 1号選挙－協議員候補者に関する選挙の実施

(2) 2号選挙－理事会が総会において提出する理事選任議案における理事候補者に関する選挙の実施

(3) 前各号の実務を遂行する事務局の管掌

7 選挙管理委員会は、選挙実施年度には基準日現在の選挙権有権者名簿を速やかに作成し、これを公示する。公示方法は、選挙管理委員会がこれを定める。

(協議員候補者の資格)

第3条 協議員候補者に関する選挙における選挙権者は次のとおりとする。

直近の基準日において、基準日を含む年度までの年会費を完納した正会員、及び功労会員であること

2 協議員候補者に関する選挙における被選挙権は次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

① 直近の基準日において、学部卒業後10年以上経過し、かつこの法人の正会

員及び準会員となって5年以上が経過した者

- ② 日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医資格を有する者
- ③ 現協議員及び現監事
- ④ その他、理事会が被選挙権を個別に認めた者

(2) 就任が承認される定時総会翌日の年齢が満65歳未満であること。

(3) 直近の基準日において、前年度までの年会費を完納していること。

(1号選挙－協議員候補者に関する選挙方法)

第4条 選挙管理委員会は、理事会から協議員候補者に関する選挙実施の通知を受けた場合には、前条の選挙権を有する会員に対し、書面もしくは電磁的方法により、次の事項を通知する。

- (1) 選挙の日程
- (2) 有権者名簿
- (3) 立候補の受付方法と受付期限
- (4) 理事会が選任する協議員予定数
- (5) 投票方法と投票期限
- (6) その他選挙管理委員会が必要と認めた事項

2 被選挙権を有するものは、次の書面を添えて、選挙管理委員会の指定する日までの間に立候補の届け出をすることができる。

- (1) 立候補届出書
- (2) その他選挙管理委員会が指定する書面

3 選挙管理委員会は、投票結果に基づいて、立候補者に対する有効投票数と順位を確定する。ただし、有効投票数の等しい者が2名以上あった場合、選挙管理委員長は、抽選によって順位を決定する。

4 選挙管理委員会は、前項の立候補者に対する有効投票数と順位を理事会に報告する。

5 協議員候補者の立候補者数が、定数に合致し、又は満たない場合は、選挙管理委員会は、選挙を実施せず、立候補者全員を候補者として確定する。

(役員候補者の資格)

第5条 役員候補者の選挙における選挙権者については次のとおりとする。

(1) 1号選挙実施年度においては1号選挙により選出された協議員予定者、また1号選挙非実施年度においては2号選挙実施年度の基準日において年会費を完納した現協議員であること

2 役員候補者の選挙における被選挙権者については次のとおりとする。

(1) 直近の基準日において、学部卒業後10年以上経過していること。

- (2) 連続して5年以上当学会の正会員及び準会員であること。
- (3) 就任が承認される定時総会開催翌日の年齢が満65歳未満であること。
- (4) 1号選挙実施年度においては1号選挙により選出された協議員予定者、また1号選挙非実施年度においては2号選挙実施年度の基準日において年会費を完納した現協議員であること。

(2号選挙—理事又は監事候補者に関する選挙方法)

第6条 選挙管理委員会は、理事会から役員候補者に関する選挙実施の通知を受けた場合には、理事会の指示に基づいて、第4条の選挙権を有する者に対し、書面もしくは電磁的方法により、次の事項を通知する。

- (1) 選挙の日程
 - (2) 有権者名簿
 - (3) 立候補の受付方法と受付期限
 - (4) 役員改選数
 - (5) 投票方法と投票期限
 - (6) その他選挙管理委員会が必要と認めた事項
- 2 被選挙権を有するものは、次の書面を添えて、選挙管理委員会の指定する日までの間に立候補の届け出をすることができる。
- (1) 立候補届出書
 - (2) 利益相反事項に関する報告書
 - (3) その他選挙管理委員会が指定する書面
- 3 選挙管理委員会は、役員立候補者が選挙人に対して行う選挙活動を監督し、不適切なものがあればこれを警告し、また、これを理事会に報告する。
- 4 選挙実施後、選挙管理委員会は、有効投票数と順位を理事会に報告する。なお、役員改選数と同順位の者が2名以上あった場合には、選挙管理委員長は、抽選によって順位を決定する。
- 5 役員候補者の立候補者数が、定数に合致し、又は満たない場合は、選挙管理委員会は、選挙を実施せず、これを理事会に報告する。
- 6 本条の運用において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の社員総会に関する規定と矛盾するものが生じた場合には、理事会及び選挙管理委員会は、法律の規定を優先して選挙を実施するものとする。

(規程の変更等)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

1. この規程は、2015年6月1日より実施する。
2. 2019年7月17日 事業年度変更に伴い、第一条3項を変更し2019年7月18日より実施する。